

## 令和2年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日時 令和2年11月30日(月) 午後2時30分から同4時30分

2 場所 京都産業大学 むすびわざ館3階301教室

3 出席者

【委員】7名(欠席なし)

【府教委】指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】なし

4 概要

(委員会の決定事項)

(1) 委員長選出 本間 友巳 委員を委員長に選出

### (1) 前回委員会の概要について

(事務局からの説明事項)

(1) 京都府いじめ防止対策推進委員会について

(2) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する  
調査結果について

(3) 令和2年度第1回京都府いじめ調査結果について

## ＜説明事項＞

### (1) 京都府いじめ防止対策推進委員会について

※ ●は事務局

●資料「説明 1-1～3」について、本委員会は「いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項」に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的に設置している。また、同法 28 条第 1 項による、「いじめの重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うことも示されている。

●さらに、「京都府附属機関設置条例」並びに「京都府いじめ防止推進委員会規則」に基づき、委員会を構成し、その任務が示されている。委員の任期は令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までとなっている。

●資料「説明 1-4」について、「京都府いじめ防止基本方針」抜粋において、「1 いじめの防止等の防止のための京都府における組織等の設置」について示している。

## ＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

○特に意見なし

### (2) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

## ＜説明事項＞

※ ○は委員、●は事務局

●資料「説明 2」文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、本調査は生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するために文部科学省が実施している。調査方法については、全国の国公私立を対象とし、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校、高等学校中途退学者の状況を調査している。すでに、10 月 20 日に公表している。令和元年度の京都府のいじめの認知件数は、22,429 件であり、前年度

から 2,412 件の減少となった。校種別では、小学校 18,355 件（前年度-2,530 件）、中学校 3,322 件（前年度+151 件）、高等学校 531 件（-93 件）、特別支援学校 221 件（前年度+60 件）となっている。千人当たりの認知件数は全体で 83.9 件であり、全国の 46.5 件と比較すると高い数値となっている。京都府ではこれまでからいじめはどの子どもにも、どの学校でも発生すると捉え、児童生徒の「嫌な思いをしたこと」を幅広く丁寧に把握していることから、認知件数が全国と比べ高くなっていると考えている。また、13 ページは「平成 22 年度からのいじめの認知件数の推移」及び 14 ページは「いじめの解消率」を示している。「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が相当期間（少なくとも 3 ヶ月）止んでおり、心身の苦痛を感じていない状態となっていることと定義されている。資料にある「暴力行為」「不登校」の状況についての説明は省略する。

#### ＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

○小学校で暴力行為が全国的に増加しているが、このうち、生徒間暴力によるいじめが報告されているのかを心配する。学校現場では一人の児童が暴力を繰り返す事例があると聞く。いじめの対応ではなく、暴力行為として対応されている事案がある。さらに、不登校の増加についても、この中にいじめによる不登校が要因になっていないか。不登校といじめについて立体的に把握する必要がある。

●小学校の暴力行為は増加傾向にあり、また、不登校も 8 年連続で増加している。特に、暴力行為は令和元年度中学校の件数を上回った。さらに、小学校の不登校も平成 22 年度と令和元年度を比較すると約 3 倍以上の増加となっている。本府として、かつて生徒指導上の課題が多かった中学校の体制強化に努めてきたが、今後、小学校の生徒指導体制の強化、支援を図る必要がある。そんな中、小学校の教科担任制が国でも検討されている。暴力や不登校が増加しているにもかかわらず、いじ

めが減少している要因について危惧している。

○不登校の増加とともに、不登校からひきこもりになる事案が増加している。特に小学校段階から増えていることは大変課題である。日本の財政上の課題でもある。不登校増加問題の背景には虐待事案、貧困、発達の問題が見られる。社会福祉支援を充実させていただきたい。

●不登校については、教育機会確保法によって、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の構築が示されている。本府として、不登校支援に向けた施策をまとめ、不登校児童生徒支援拠点整備事業として、教育支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門家等を配置し、不登校支援の拠点化を行っている。また、今年度から小学校不登校施策として、学校には登校できるが、教室での授業には入れない児童を対象として、加配教員を配置し、校内適応指導教室を設置する試みをしている。さらに、不登校支援に向け、全教職員に「不登校支援に向けたハンドブック」を配布し、未然防止・早期支援・連携の在り方等を示し、各会議や研修会に活用いただいている。そして、不登校からひきこもりにならないように健康福祉部と連携を図り、社会的自立に向けて、脱ひきこもり支援センター早期支援特別班とともに、施策を進めているところである。指摘のあった社会福祉支援の充実が喫緊の課題であると考えている。そして、G I G Aスクール構想として、一人一台のタブレット端末が配布されることから、I C T機器を不登校児童生徒支援にも活用できるのではないかと考えている。例えば、教育支援センターの学びの質を向上させたり、オンラインで学校の様子を配信したり、教育支援センターにも通所できない児童生徒に対するタブレットを活用したアウトリーチすることも可能ではないかと考えている。これらの技術を活用しながら、一人一人に最適化された社会的自立に向けた支援を充実させる必要がある。

### (3) 令和2年度第1回京都府いじめ調査結果について

●資料「説明3」令和2年度京都府いじめ調査1回目の結果について説明をする。

本調査の目的は、アンケート等を実施することにより、いじめの実態把握を行うこと、早期発見・早期対応に繋げていくことであり、市町教育委員会と連携を図り、平成25年度より実施している。本調査は、京都市立学校を除く府内公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校の全児童生徒を対象に、年2回調査を実施している。調査により、いじめの認知件数、解消状況、重大事態の発生件数、いじめの態様の状況を集計している。しかしながら、本年度の1回目調査については、認知したいじめの解消状況についての報告は求めないこととした。その理由として、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響から1学期の授業日数が大幅に減少し、1学期の終業日も地域により異なった。このことから、今回各学校で行ったいじめ調査の実施日においては、いじめが解消したと判断する相当の期間（少なくとも3ヶ月）を満たすことができないと考え、いじめの解消について報告を求めないこととした。しかし、コロナ禍の状況下において、感染者や濃厚接触者への誹謗中傷・人権侵害等も予想されることから、いじめ事案の解消を把握することは重要であり、相当期間を経た後、改めて報告を求めることとした。

●資料27・28ページより1回目調査結果について説明する。小学校のいじめの認知件数は7,912件（前年度1回目-3,174件）、中学校の認知件数は742件（前年度1回目-428件）であり、小中学校の重大事態の報告はなかった。高等学校におけるいじめの認知件数は168件（前年度1回目-133件）、特別支援学校の認知件数は68件（前年度1回目-65件）であり、重大事態の報告はなかった。いじめの態様については、すべての校種において、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なこ

とを言われる」の報告が最も多く、次に多いのは小中、特別支援学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっており、高等学校では、「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目が続いている。次に、本調査全体で未調査となっている児童生徒は 515 人（前年度 1 回目 602 人）であり、これらの児童生徒についても丁寧な把握を行っていく必要があると考えている。未調査となっている主な理由は、小中学校では「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」という理由が多く、「本人に会えない、調査に応じられる状況にない」という理由も上位を占めている。高等学校では「休学中、その手続き中である」あるいは「進路変更の手続き中」という理由が多くなっている。さらに、未調査の理由に「その他」があるが、この主な理由は「保護者が外国籍であり、その母国に児童生徒がともに帰国し調査が困難」という理由であった。すべての校種において、いじめの認知は減少しているが、コロナ禍における 1 学期授業日数が例年に比べ少なかったことが影響しているのではないかと考えている。さらに、学校生活において感染症予防の観点から他者との接触、会話に制限をとっていることなど理由で、いじめが減少したことが考えられ。しかし、実際にいじめがなくなったわけではなく、現在の生活様式による様々な影響は、子どもたちにも及ぶと考えられることから、引き続き、いじめの早期発見、早期対応及び丁寧な指導や支援、見守りに努めていきたいと考える。

#### ＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

○いじめの認知（千人比）が減少していることについて、府教委として、どのように評価しているのか。また、小学校低学年のいじめの認知に対して、小学校高学年から中学校にかけての年代のいじめが発見しにくく、深刻化のリスクが高くなる傾向にある。府教委として、どのような手立てを打っていくのか。

●いじめの認知が減少していることについての評価は両側面あると考えている。本府は全国に先駆けて、嫌な思いをしたことを幅広く丁寧に調査してきた。全国の認知件数が増えてきている現状は、京都府の認知方法に近づいてきていると考えており、教職員の意識が根付いたことによるいじめの認知減少は悪い評価ではない。

一方で急速に若い教職員が増加している中で、受け継ぐべき生徒指導のスタイルが継承できていない、また組織的な対応ができていない場合もある。初期対応から保護者の信頼を損ねる場合もある。いじめの見落としがあるのではないかと常に考え、取り組んでいく。府教委として、平成27年度に作成した「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」を今年度中に改訂を行い、いじめに対する意識を徹底するため、全教職員への配布を目指している。

○いじめの認知件数が減少することにより、いじめがなくなったという、誤ったメッセージにならないように、市町教育委員会を通じて学校・教職員に「いじめの見落としリスクがある」ことを伝える必要がある。

○再調査委員をしているが校内のいじめ防止対策委員会が初期段階で機能していない場合がある。いじめの対応は「担任の力量による」傾向がある。いじめの対応について、まだ十分に浸透していないように感じる。小学校低学年が高く、年齢とともに減少していく傾向にある。学年別、市町村ごとに見ることも必要である。また、校内いじめ防止対策委員会の議事録や指導・支援等の記録を残すよう指導する必要がある。

○市町（組合）教育委員会ごとの認知件数は示されているが、学年別の認知件数も本委員会に示されると傾向が分析しやすいのではないかと。

○臨床現場から小学校低学年のいじめ、不登校について、保育園・幼稚園時からの支援が必要であると考えている。現場では不登園や無理やり我慢させて登園させる

事例がある。福祉と教育は違うが、十分な支援を受けていない子どもたちが小学校に上がることにより、小学校の不登校が増加している背景がある。不登校の子どもたちの背景に不登園だった経緯がある。早い段階から支援を進めるためには保幼小連携が重要である。

●中学校、小学校、幼児教育と考える必要がある。今年度、学校教育課に幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上を目指している。アドバイザー（幼児教育経験者）からの助言を各園にしている。

○未調査について、学校として家庭の状況を把握できないのか。家庭の状況について小中学校での連携や交流は図れているのか。

●未調査については、家庭訪問等で可能な範囲でいじめを把握するように努めている。家庭状況を把握するために、必要に応じて関係機関等との連携も必要である。

○厳しい家庭状況が多く見られる。教育以外の視点が必要であり、福祉の視点を学校に浸透するために社会福祉士の役割を明確に学校現場に示す必要がある。すでに、教育だけのスキルで対応できない家庭や子どもたちがいる。福祉の専門家のアセスメントが必要であり、スクールソーシャルワーカーの常勤化が必要である。

○コロナ禍がいじめ減少に影響しているのか。感染症の予防によりストレスや不安を感じている子どもは少なくない。また、学校再開後も登校できない児童生徒の相談体制はどのようになっているのか。子どもたちの心配・不安やストレスを把握するために取り組んでいるのか。いじめ調査も大切であるが、野田市虐待事件のような子どもの訴えを把握し、対応することも大切である。

○本委員会はいじめの問題を取り扱っているが、その背景には様々な要因がある。プライバシーの問題はあるが、総合的に子どもと家庭の状況を把握する必要がある。



○学校が家庭の状況を把握できるのかという意見があったが、家庭訪問を行う際には目的を持った計画的な実施が必要である。家庭の問題は学校の責任かという議論もある。家庭への介入は個人情報からの視点からも難しい面があるが、一方で家庭の状況が把握できないことにより、虐待の発見の遅れ、通告の躊躇が危惧されている。福祉と協働で安否確認を行う必要がある。まなび・生活アドバイザーの役割を学校に周知徹底しなければならない。

○いじめの背景には家庭の問題がある。学校の居心地、居場所も大切である。学校が関わることにより、救われる子どもがいることを忘れてはいけないと考える。

●家庭への介入や支援について、コロナ禍の状況においても、家庭訪問やオンラインを通じて、子どもたちの状況を把握するように努めている。しかし、教職員の仕事を福祉の範囲まで広げていいのかという議論もある。今年度、コロナ禍において、スクールカウンセラー等の配置時間を増やしているが、一方で専門家の人材確保や人材育成という諸問題もあり、学校が専門家を活用するスキルを育成することも大切である。

○未調査について、外国籍の保護者の帰国という報告があったが、人権の視点から外国籍、性的マイノリティー、発達障害によるいじめはないのか心配する。また、フリースクールに通所している児童生徒は在籍校から通所し始めたのか、入学前からフリースクールを当初から選択したのか。さらに、フリースクール等の施設に外国人学校は含まれるのか。

●コロナ禍による人権侵害は重大な問題であると認識している。京都府は人権教育において先進的に進めているが、外国人の子どもたちへの支援については十分に行き渡っていない状況もあり、改善が必要だと感じている。フリースクール等の施設というのはいわゆるオルタナティブスクールが多く見られる。入学当初から公教育

を拒否されるケースが見られる。いじめとの関係はないとは言えないが、しっかりと把握するよう指導していきたい。

○外国人の子どもが途中からフリースクールに行くようなケースはないのか。「フリースクールに行ったから関係ない」というようなことはないのか。

●外国人の子どもが就学途中から施設に通所するという訳ではなく、保護者の思想や意向もあり、就学当初から通所するケースが多く見られる。指摘のあった「施設通所の児童生徒は関係ない」というようなケースがないようにすべきだと考えている。